

各都道府県知事 あて  
政令指定都市長 あて

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

### 地方公共団体における入札及び契約の適正化について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より必要な改善措置を講じるよう要請（平成18年12月28日付け総行行208号・国総入企第49号 各都道府県知事あて総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長連名通知等）してきたところであり、各地方公共団体における取組により、一定の改善がみられるところではあります。談合等の不正行為の根絶に向けて、取組を更に推進していくことが求められているところです。

各都道府県におかれては、全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」（平成18年12月18日全国知事会公共調達に関するプロジェクトチーム）を踏まえて、自主的な取組を進めているところではあります。今般、地方公共団体における入札及び契約適正化・支援方策について、下記のとおり取りまとめましたので、適正化のための措置等を講ずるようお願いします。

特に、公共工事の品質の確保に関する法律（平成17年法律第18号）が平成17年4月1日から施行されているところであり、同法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入・拡充を図ることが求められていますので、格段の取組をお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 一般競争入札の拡大について

##### (1) 一般競争入札の拡大について

地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、すべての地方公共団体において、一般競争入札の導入を図ること。

なお、直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、原則として、一般競争入札によるべきものであり、早急に取組方針を定め、他の地方公共団体との

連携による電子入札の導入や、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入など、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施すること。

## (2) 一般競争入札の参加資格等について

いわゆる地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定すること。

入札参加資格における格付けの等級区分の対象拡大などにより、競争参加者の十分な確保に努めること。

また、小規模市町村等においては、近隣市町村とも連携・協調し、競争性を確保するため、十分な入札参加者が確保されるような地域要件の設定に努めること。

競争参加資格を定めるに当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」を参考として、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大について配慮すること。

一般競争入札参加資格審査の事務量の増加に対応するため、電子入札システムによる「事前自動審査方式」や、入札後に落札候補者の資格審査を行う「事後審査方式」を活用するなどにより、事務処理の効率化を図ることが適当であること。

競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化を図るため、当面、都道府県単位での競争参加者の資格審査などの入札契約手続の統一化を実現するべく、都道府県において検討を進めること。

## (3) 一般競争入札の落札者の決定について

最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が懸念されることから、これらの弊害が生じることのないよう取り扱う必要があること。

最低制限価格の設定に当たっては、応札結果を反映して最低制限価格が変動するような方法など、同価入札の減少につながる方法により、適切に設定すること。

## (4) 低価格入札について

低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準（例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等）の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図ること。

## (5) 技術職員の技術能力の向上について

設計業務の民間委託の推進等により、技術職員が実際の設計業務に携わる機会が減少し、設計積算能力などの技術能力の向上が課題となっている。このため、各種検査や施工監理などを通じて公共工事の品質確保に資する観点からも、実際の設計業務・

現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、マニュアル等の作成、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むこと。

#### (6) 電子入札について

電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。

一方で、電子入札は、業務効率化に資するものの談合防止には万能ではないとの指摘もある。電子入札は入札の手段であり、その導入によっても業者同士が横の連絡を取り合うことまでを排除できないのは事実であることから、郵便入札における郵便局留めのように、発注者も開札するまで入札書の内容をのぞき見ることができないようなセキュリティの高いシステムを電子入札にも組み込むなど、一層の工夫を凝らすこと。

入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置しているところであり、未導入団体にあっては、できる限り速やかに導入すること。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入すること。

なお、電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資する措置を講ずること。

競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めること。

#### (7) 不良不適格業者の排除について

適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンドの導入を進めること。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進すること。

## 2. 総合評価方式の導入・拡充について

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められて

いることから、その導入・拡充に向けて、次の取組を行うこと。

価格と品質で総合的に優れた調達を実現する観点から、体制が脆弱な地方公共団体であっても導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した簡易型総合評価方式の導入・拡大に努めるとともに、失格基準と併せて運用することにより、くじによる落札者決定をできる限り回避すること。

国土交通省において、体制が脆弱な地方公共団体向けの「総合評価実施マニュアル」を作成したところであり、市町村においては当該マニュアルの積極的な活用を図り、総合評価方式の導入・拡大に努めること。

小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位などで共通委員による複数地方公共団体合同での意見聴取を行うことができるよう、都道府県が協力・支援を行うことが適当であること。

なお、総合評価方式における学識経験者の意見聴取手続については、総務省において、客観性を確保しつつ、簡素化する方向で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正を検討中であること。

### 3. 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について

談合等不正行為の再発防止を徹底する観点から、次の取組を行うこと。

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

談合情報については、警察及び公正取引委員会への通報を積極的に行うこと。

なお、地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる期間の上限「2年間」を「3年間」に引き上げることについては、総務省において検討中であること。

### 4. 入札契約関係情報の公表の推進等について

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるためには、住民、議会等の監視を受けることが有効であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（昭和12年法律第127号）で公表が義務付けられている指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準等の情報について、未だ措置されていない市町村においては、できる限り速やかに措置を講じること。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に行うこと。

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置すること。なお、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実情も踏まえ、国土交通省で作成した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取

り組むこと。

## 5. 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、業務執行体制等の整備が必要であるが、特に、小規模な市町村においては、関係業務を適切に実施できるよう支援する体制を整備することが必要であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であるが、特に、小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にあることから、市町村の契約担当・工事検査担当職員等に対して、専門知識を習得させるため、平成19年9月に、市町村職員中央研修所において『入札契約制度改革セミナー』（仮称）を開催する予定であるので、活用されたいこと。

公共工事の発注者、とりわけ市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、今後大量退職が見込まれる都道府県職員等の団塊世代の技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば人材バンクを都道府県等に設けるなど、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。

都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うこと。

国土交通省において、設計・施工一括方式やCM方式の普及・拡大に向けた条件整備の検討を進めるので、体制が脆弱な地方公共団体においては、その体制・能力を補完し、事務負担等の軽減のため、工事の態様に応じて設計・施工一括方式やCM方式の活用を進めること。

## 6. その他の事項について

### (1) 組織体制について

入札関係事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことも不正行為等防止の効果的な対策の一つであり、電子入札の導入により入札契約関係事務の合理化が図られることも踏まえ、入札契約事務の適正な処理が確保される組織体制の整備を進めること。

### (2) いわゆる口利き行為への対応について

OBや一定の公職にある者等からの働きかけや要望等のいわゆる口利き行為に対しては、当該要望等の内容を記録した文書を作成するとともに、当該文書を公開するなどの対応が、不正行為の防止に有効であると考えられるので、このような取組を推進することが適当であること。

### (3) 共同企業体（JV）について

共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、

構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題があることから、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用すること。